

世帯

夫（事業主・納税者）

妻（夫の事業専従者
給与収入50万円・非課税）



扶養
とならない



- ✓ 定額減税の対象
1人（本人）
× 4万円
= 4万円

- ✓ 所得税・住民税ともに課されない
⇒①本人は定額減税対象外
- ✓ 事業専従者
⇒②夫の定額減税においても扶養親族等とならない

※税制上、事業専従者は、所得に関わらず扶養親族等には該当しないとされている。

✓ 納税者が世帯にいるため、③低所得世帯向け給付の対象外